

第3回 佐世保市地域運営研究会

令和4年3月22日（火）

1. 自治協議会の本質的役割		
1－(1)	地域との関係はどうあるべきか	①代表性をどう考えるか ②地域との関係を築くための機能をどのように考えるか
1－(2)	まちづくりへの関与はどうあるべきか	③重要課題解決の方法をどう考えるか ④地域振興策のあり方をどう考えるか
1－(3)	行政との関係はどうあるべきか	⑤自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか ⑥自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか
2. 適切な運営（協議・実行）		
2－(1)	地域内組織間関係はどうあるべきか	⑦再編合流をどう考えるか ⑧上手な連結の方法はあるか
2－(2)	町内会等との関係はどうあるべきか	⑨自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか ⑩町内会支援と自治協の役割をどう考えるか
3. 財源はどうあるべきか		
3－(1)	使途と財源の関係をどう考えるか	⑬公（補助金）、共（会費）、私（自主活動収入）と、その考え方
3－(2)	各財源の種類と取得手段（方法論）	
4. 事務局はどうあるべきか		
4－(1)	事務局の役割はどうあるべきか	⑪大項目1～2で確認した自治協の役割、社会教育の方向性を勘案した自治協事務局とは
4－(2)	事務局体制はどうあるべきか	⑫自治協の役割を踏まえた事務局体制
5. 拠点性をどう考えるか		
5－(1)	社会教育と地域運営の融合	⑭地域における住民自治（地域運営）の拠点としてのコミセン運用をどう考えるか

1

佐世保市地域運営研究会

令和3年度における成果を踏まえ、令和4年度地域運営研究会において意見交換していきます。

■第3期地域コミュニティ推進計画の策定

・第1回地域運営研究会では、
論点を確認し、これに基づき、方向性を確認していくことにしました。

・第2回地域運営研究会では、
論点「1. 自治協議会の本質的役割」及び「2. 適切な運営（協議・実行）」
で、地域運営の基本となる地区自治協議会の役割や機能を確認しました。
この内容を計画に位置づけていきます。

・ブロック会議では、
論点「4. 事務局はどうあるべきか」で、事務局体制について、様々なご意見をいただきました。
ご意見を踏まえ、当面の間、現在の体制を維持し、引き続き検討、協議していきたいと考えています。

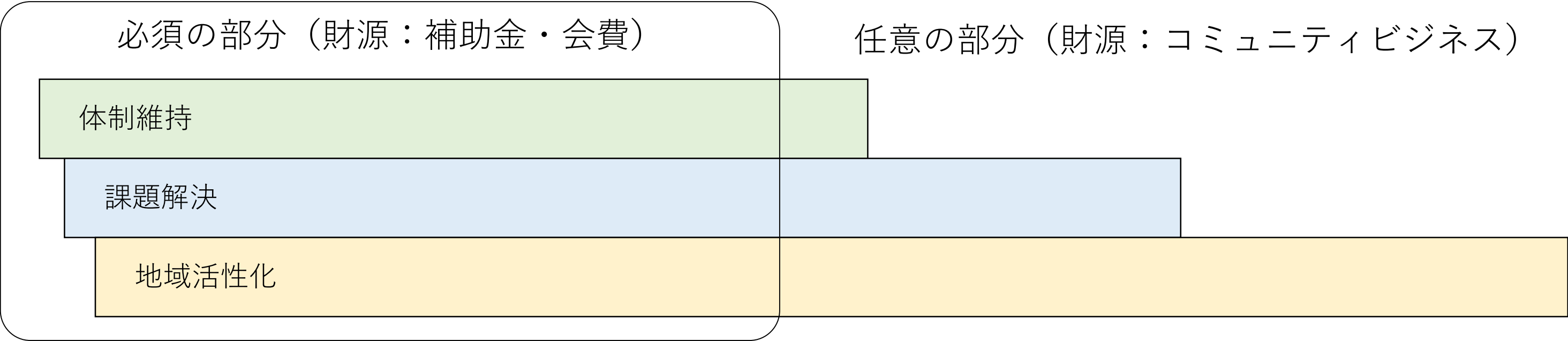
・第3回地域運営研究会では、
論点「3. 財源はどうあるべきか」と「5. 拠点性をどう考えるか」について、
議題とし、意見交換の成果を、第3期計画につなげていくことにします。

・計画策定にあたってのスケジュール案は別紙のとおり。

1. 自治協議会の本質的役割	
1 一(1) 地域との関係はどうあるべきか	① 代表性をどう考えるか ② 地域との関係を築くための機能をどのように考えるか
1 一(2) まちづくりへの関与はどうあるべきか	③ 重要課題解決の方法をどう考えるか ④ 地域振興策のあり方をどう考えるか
1 一(3) 行政との関係はどうあるべきか	⑤ 自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか ⑥ 自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか
2. 適切な運営（協議・実行）	
2 一(1) 地域内組織間関係はどうあるべきか	⑦ 再編合流をどう考えるか ⑧ 上手な連結の方法はあるか
2 一(2) 町内会等との関係はどうあるべきか	⑨ 自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか ⑩ 町内会支援と自治協の役割をどう考えるか
3. 財源はどうあるべきか	
3 一(1) 使途と財源の関係をどう考えるか	⑬ 公（補助金）、共（会費）、私（自主活動収入）と、その考え方
3 一(2) 各財源の種類と取得手段（方法論）	
4. 事務局はどうあるべきか	
4 一(1) 事務局の役割はどうあるべきか	⑪ 大項目1～2で確認した自治協の役割、社会教育の方向性を勘案した自治協事務局とは
4 一(2) 事務局体制はどうあるべきか	⑫ 自治協の役割を踏まえた事務局体制
5. 拠点性をどう考えるか	
5 一(1) 社会教育と地域運営の融合	⑭ 地域における住民自治（地域運営）の拠点としてのコミセン運用をどう考えるか

⑬公(補助金)、共(会費)、私(自主活動収入)と、その考え方

目指すべき方向性	自治協の財源は、①公（補助金）、②共（会費）、③私（自主活動収入）で賄われるべきである
理 由	①地域自治の実現は、行政と自治協の共通の目標 →地域運営の実践は自治協の役割で、その体制を維持するための支援は、行政の責務 ☞行政からの補助（金）・・・ 使途：体制維持や必須の活動 ②地域運営組織の大きな役割の一つは「快適な日常の実現」 →快適な日常の実現で恩恵を受けるのは、地域にお住いの住民若しくは町内会 ☞住民からの会費・・・ 使途：体制維持や必須の活動 ③熱意ややる気、実施環境に応じて実現される活動の存在 →熱意や実施環境で活動の有無が分かれる活動に、一律給付的財源は性質としてなじまない。 ☞コミュニティビジネス・・・ 使途：熱意や実施環境に応じて実践される活動



⑦再編合流をどう考えるか

【目指すべき方向性】

再編合流の効果＝「有効マネジメント」の効果を得られる限り、統合の形式にはこだわらない

⑧上手な連結の方法はあるか

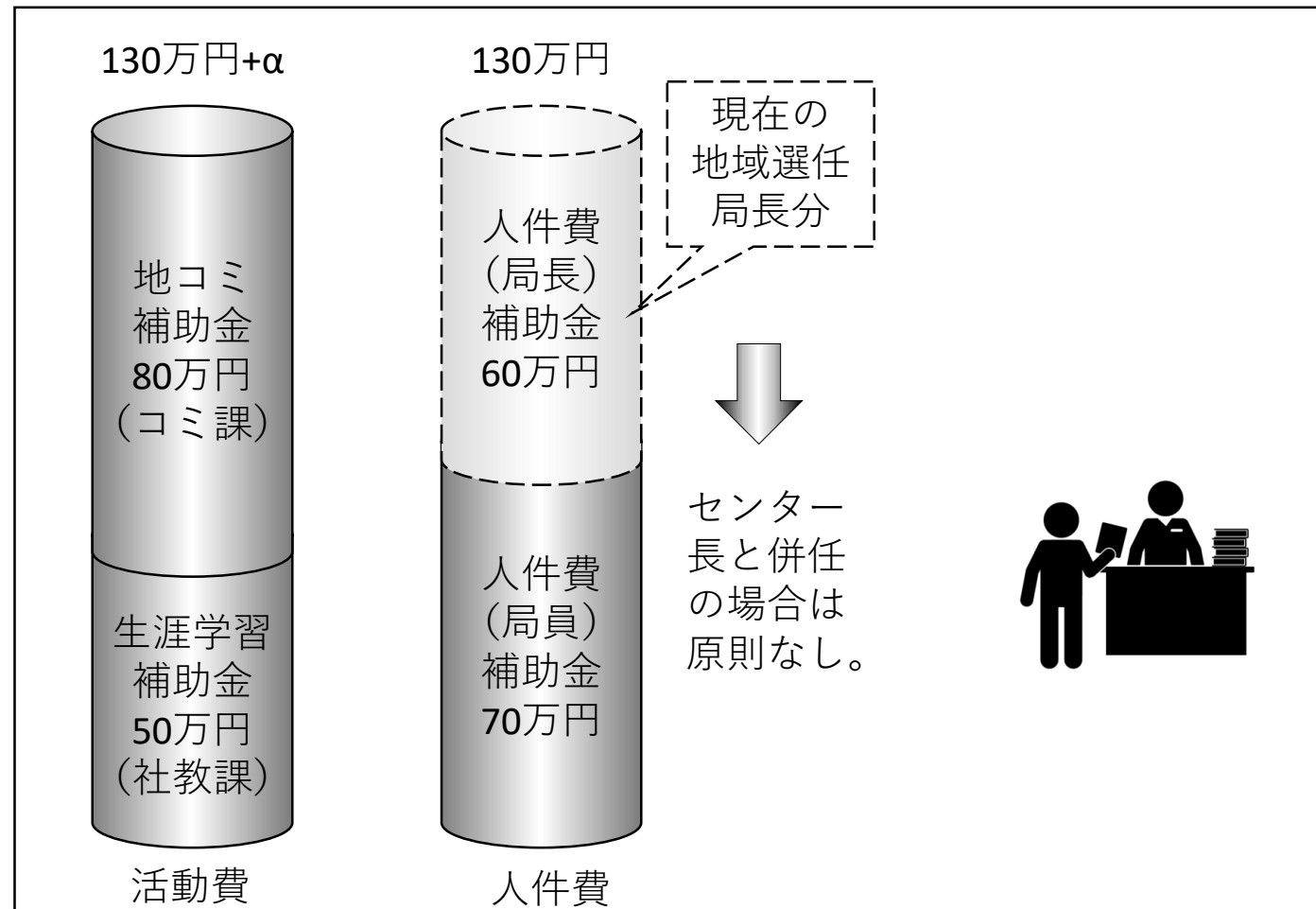
【目指すべき方向性】

全ての地域組織は、いずれかの部会の構成員となり、必要な情報を共有し、また、全体マネジメントへ参画する。

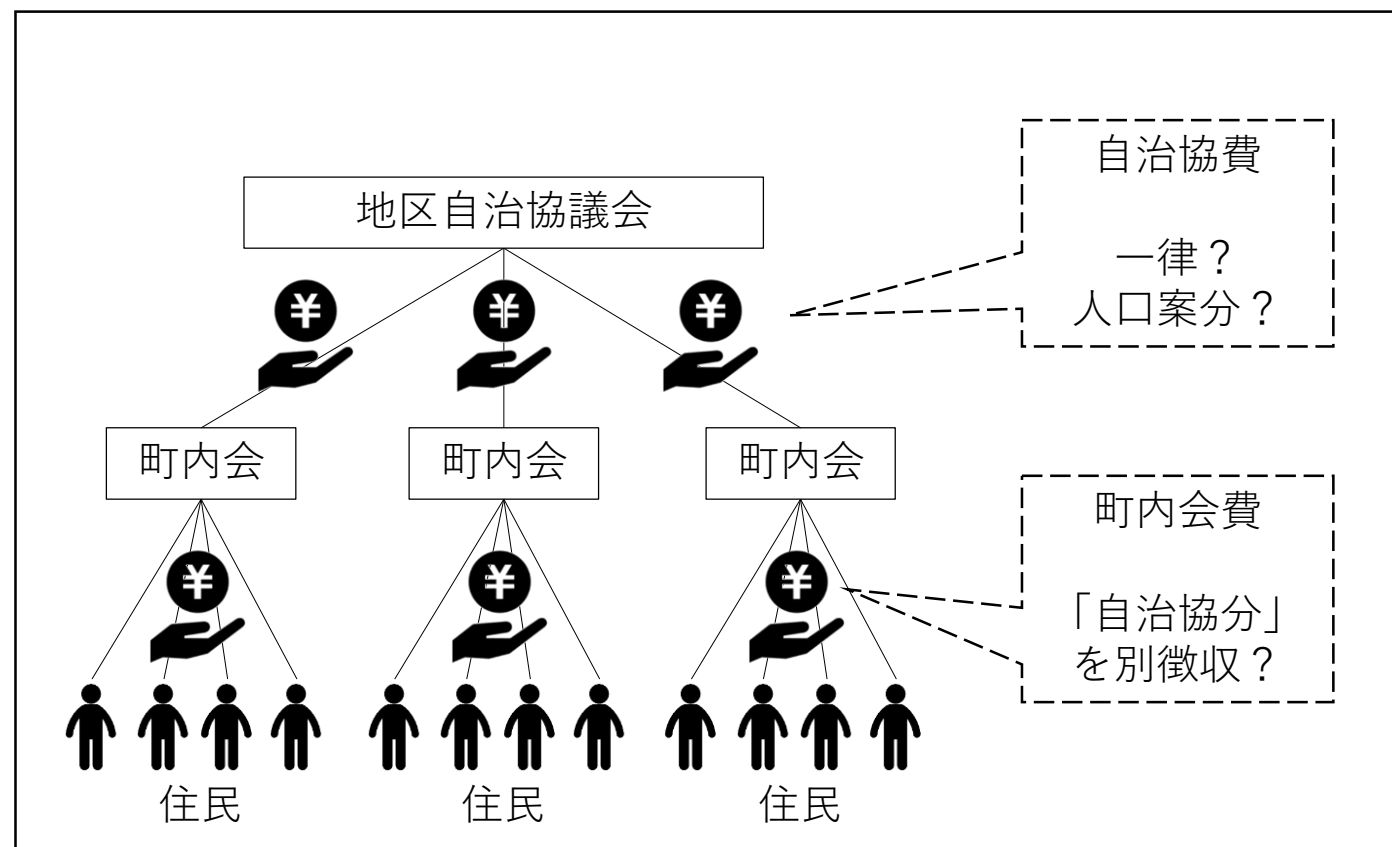
第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画で目指した一括交付金化	現行制度
①既存団体の再編・合流の取り組みと一体 ●青少年健全育成地区活動補助金 ●社会福祉協議会を通じて福祉推進協議会に出ている市からの補助金 ↓ 地域コミュニティ推進事業補助金への包括化	地域組織と再編合流するのか、地域組織と連結する方法を選択するかは、各自治協の考え方によるものと整理。 よって政策目的による補助金区分は従来どおり。
②事業費への配分を地域の裁量により行うことが可能	地域コミュニティ推進事業補助金創設時から可能
③補助対象経費を法律の範囲内で最大限緩和した制度	令和3年度から導入
④補助率85/100の撤廃	令和3年度から補助率10/10へ変更

他都市との比較 (別紙一覧表抜粋)	市町	財政支援の種類	対象外経費	積立	使途の制限の考え方	実績報告
	佐世保市	補助金	あり	否	条例に規定している①コミュニティの維持、②地域課題の解決、③地域の活性化に資する事業に係る経費であれば、慶弔費以外補助対象{一部制限がかかる経費（懇親会・個人資産形成）あり}	あり
	松山市	一括交付金	あり	可	まちづくり計画を策定して実施される事業が対象（慶弔費・交際費・懇親会費・慰安旅費が対象外）	あり
	呉市	一括交付金	あり	可	地域まちづくり計画に基づき実施される事業であれば制限なし（宗教・政治・選挙を目的とするものと地域課題解決にそぐわない事業が対象外）	あり

補助金

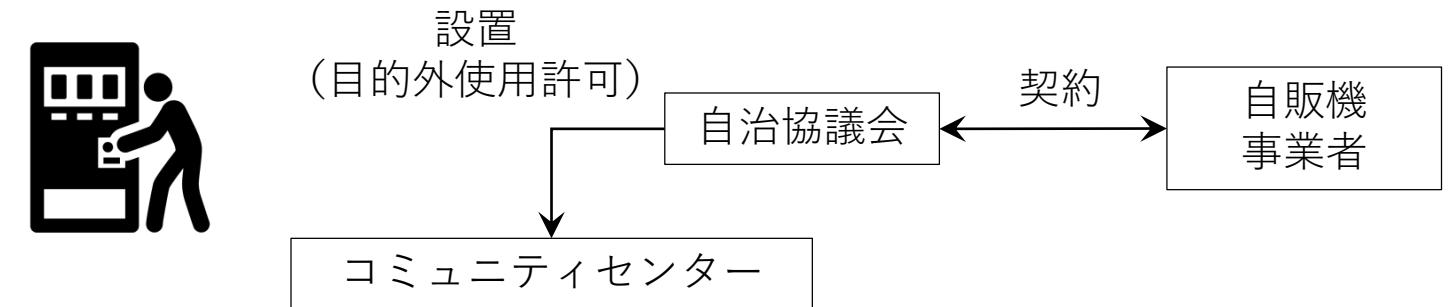


会費

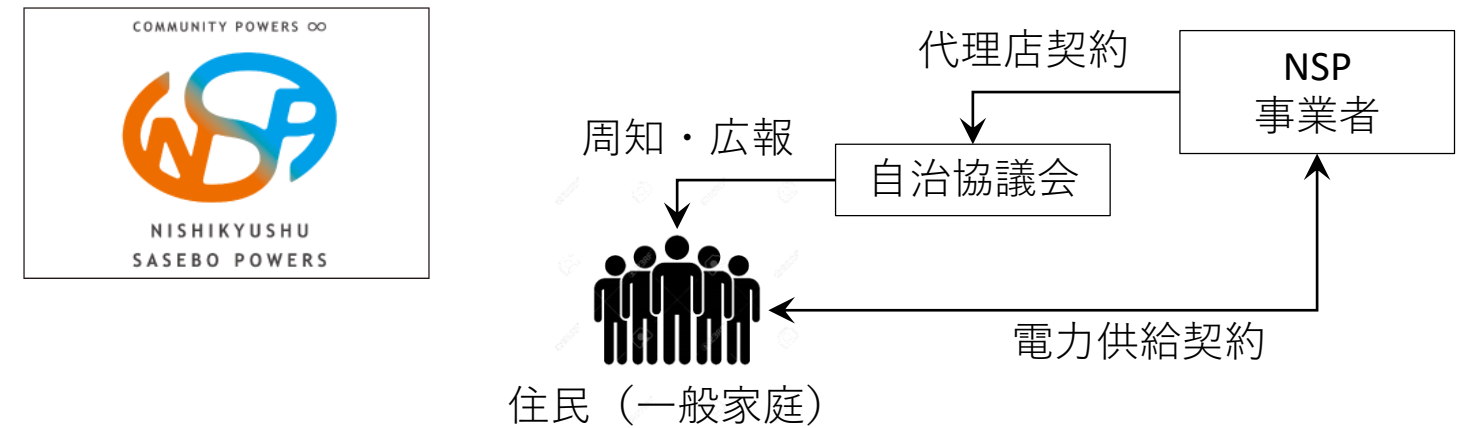


自主活動収入（コミュニティビジネス等）

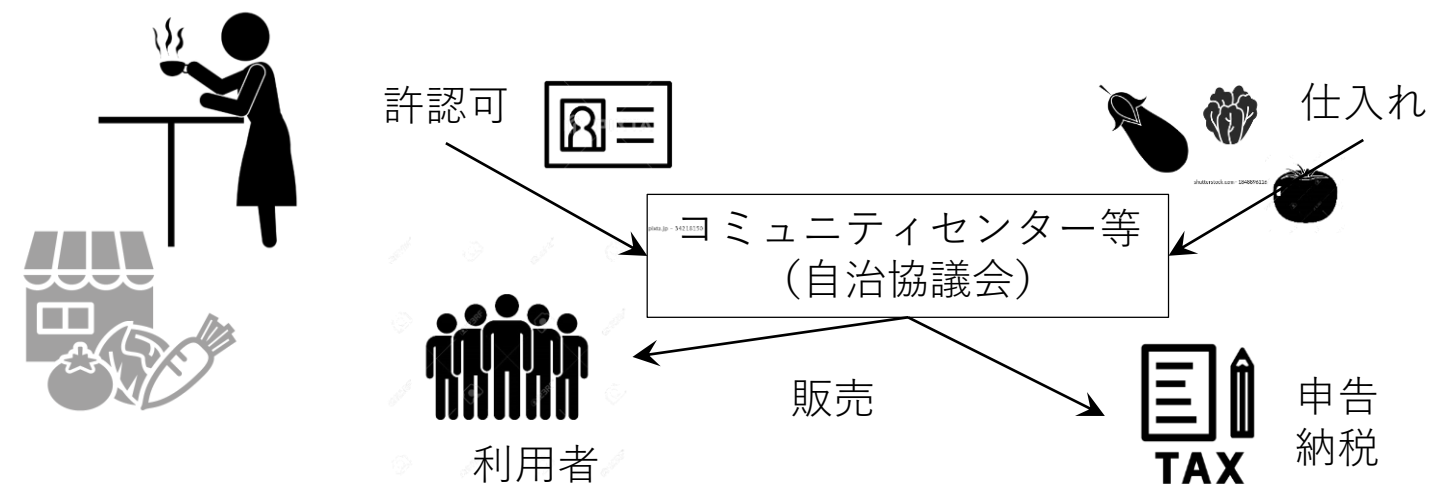
○自動販売機収入



○NSP代理店手数料



○その他コミュニティビジネス



【事例】

- ・地域産品の無人販売所を開設
- ・週1回ちょこっとカフェ

- ・食を通じた課題解決 (お弁当の配食サービス・地域イベントへの協賛事業等)

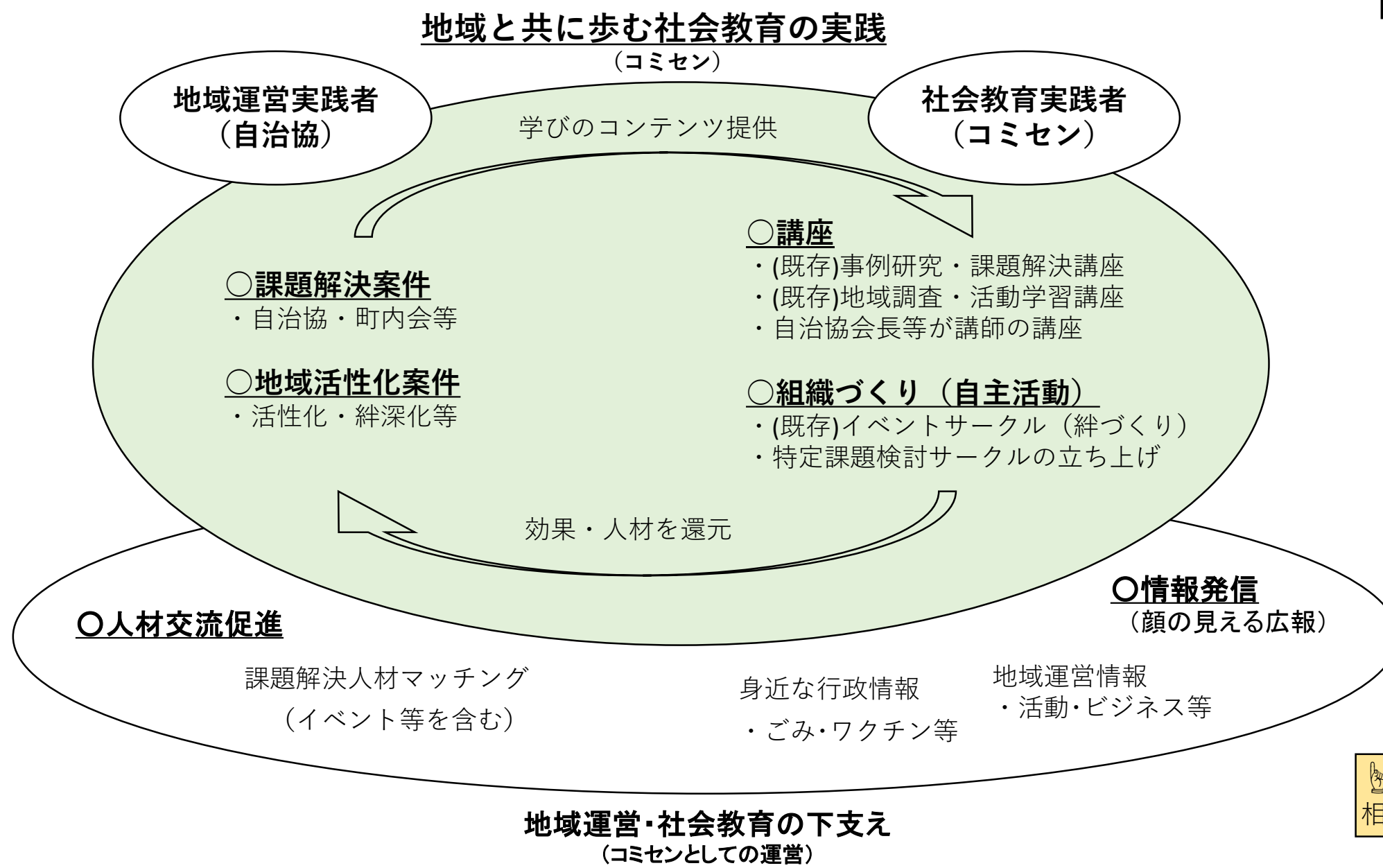
⑭地域における住民自治(地域運営)の拠点としてのコミセン運用をどう考えるか

目指すべき
方向性

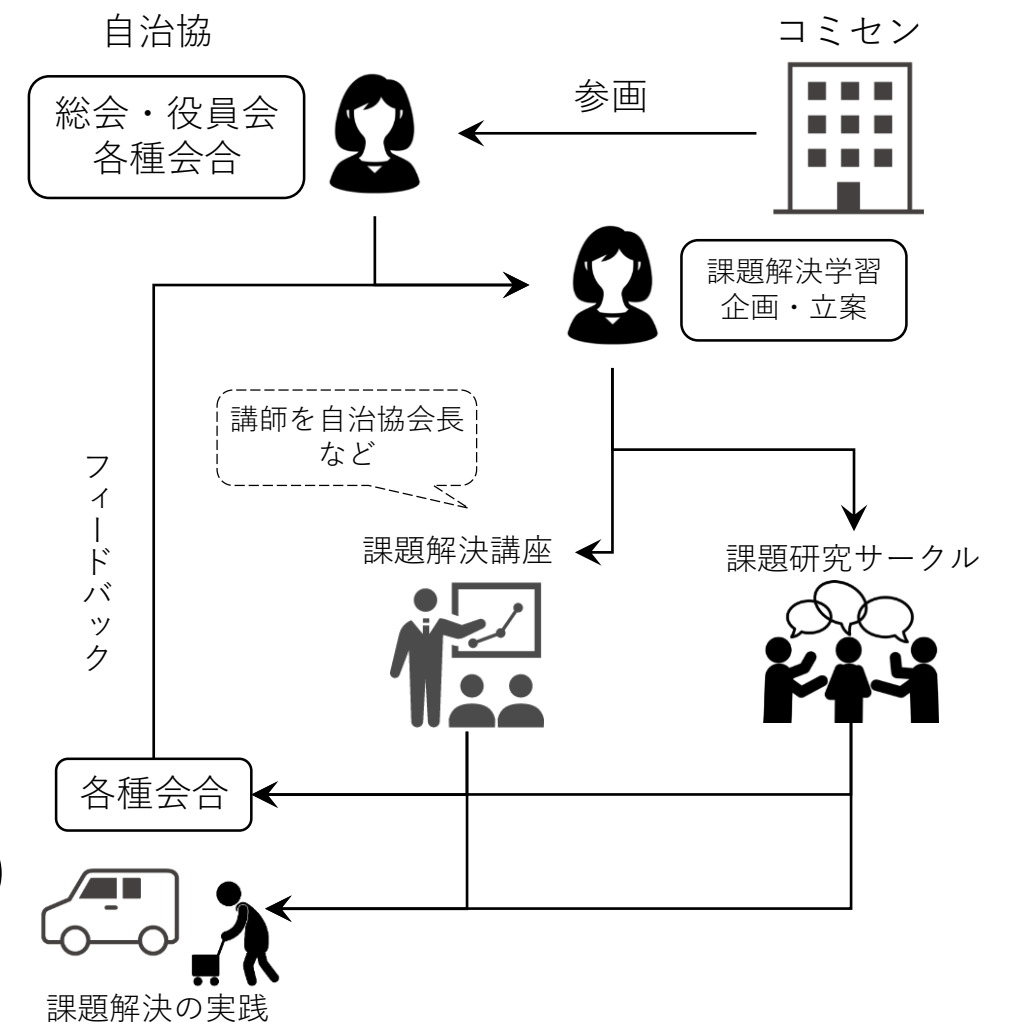
社会教育の成果の一つとして、「地域における課題解決の実践（結果が出ること）」を明確に掲げる。
★課題と学びの融合（課題と学びを分離させないこと）

理 由

○コミュニティセンターの目的＝「住民主体の自治の実現に向けた取組を進めること」（コミセン条例第1条）
○社会教育の目的＝地域コミュニティ維持・活性化（H29：文科省協力者会議答申）
○地域課題解決学習の力を持つ職員（社会教育主事）が増えることにより人材が揃い、勉強から実践につながる（「課題を学びに練り上げる」ことで、学習をより実践（人材育成）に近づけることができる）



【具体例】買い物（移動）弱者、防災、空き家対策等



自治協、コミセンそれぞれで考えるのではなく、相互に目を向け、一体的に課題解決、地域活性化に取り組む

第3期地域コミュニティ推進計画スケジュール（案）

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・地域運営研究会 ・ブロック会議	← 実態調査 →											
	●			●	●			●				
	・計画策定にかかる 進め方を共有											

※開催日程及び回数は、あくまでも予定。
※第1回は、進め方を共有。そのうえで
必要な調査を実施。調査結果等を踏まえ
て、第2回以降を開催。

計画内容（案）

○地域課題の類型化と役割分担

○地域のイベント・行事等の類型化と社会資源の活用

○町内会活性化対策

○自治協相互間の連携

○R3研究会内容浸透

※ R5.5 新市長と政策調整

R5.5 第3期計画策定